

新

旧

別表第一（第二条第一号）
建築物に関する整備基準

別表第一（第二条第一号）
建築物に関する整備基準

(い) 出入口	<p>利用者（公益的施設等）を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。）であつて、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(ろ) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は（は）項に定める構造とすること。</p> <p>三 直接地上へ通じる（い）項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる（い）項に定める構造の各出入口から（い）項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（（に）項に定める構</p>

(い) 出入口	<p>利用者（公益的施設等）を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。）であつて、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(ろ) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は（は）項に定める構造とすること。</p> <p>三 直接地上へ通じる（い）項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる（い）項に定める構造の各出入口から（い）項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（（に）項に定める構</p>

造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。

ロ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分設けること。

ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号又は第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

ニ（イ）項に定める構造の出入口、（を）項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに（に）項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

四（イ）項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、

一 以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。

造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。

ロ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分設けること。

ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号又は第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

ニ（イ）項に定める構造の出入口、（を）項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに（に）項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

四（イ）項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、

一 以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。

<p>(は階段(その) の踊場を 含む。)</p> <p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階(以下「特定階」という。)に通じる階段(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。)</p> <p>一 手すりを設けること。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。か</p>	<p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル(段を併設する場合は、九十センチメートル)以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合、八分の一)を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)</p>

<p>(は階段(その) の踊場を 含む。)</p> <p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階(以下「特定階」という。)に通じる階段(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。)</p> <p>一 手すりを設けること。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。か</p>	<p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル(段を併設する場合は、九十センチメートル)以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合、八分の一)を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)</p>

	<p>つ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。）。</p>
<p>(にエレベーター)</p>	<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 籠の幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 籠の奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</p> <p>三 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p> <p>四 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>五 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>七 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>八 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に</p>
	<p>つ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。）。</p>
<p>(にエレベーター)</p>	<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 籠の幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 籠の奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</p> <p>三 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p> <p>四 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>五 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>七 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>八 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に</p>

<p>(ほ便所)</p> <p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法で</p>	<p>操作することができる構造とすること。</p> <p>九 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>十 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>十一 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
<p>(ほ便所)</p> <p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法で</p>	<p>操作することができる構造とすること。</p> <p>九 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>十 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>十一 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>

(と)更衣室及びシャワー室	(へ)客席	
<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル</p>	<p>表示すること。</p> <p>へ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。)その他これらに類する小便器であつて、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「興行場等」という。)に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席(以下「車椅子使用者用客席」という。)を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者一人当たり、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(い)項に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>	

(と)更衣室及びシャワー室	(へ)客席	
<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル</p>	<p>表示すること。</p> <p>へ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。)その他これらに類する小便器であつて、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「興行場等」という。)に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席(以下「車椅子使用者用客席」という。)を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者一人当たり、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(い)項に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>	

(り) 客室		
<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p>	<p>(ち) 浴室</p> <p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする。 	<p>ル以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。 六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。 イ 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 ロ 手すりを設けること。 ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。

(り) 客室		
<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p>	<p>(ち) 浴室</p> <p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする。 	<p>ル以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。 六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。 イ 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 ロ 手すりを設けること。 ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。

<p>(を)改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。</p>	<p>(る)公衆電話台</p>	<p>(ぬ)カウンター及び記載台</p>	
<p>改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できること。 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	<p>利用者の用に供するカウンター(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。)及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	<p>一 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。 五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。 六 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるように十分な床面積が確保されていること。</p>

<p>(を)改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。</p>	<p>(る)公衆電話台</p>	<p>(ぬ)カウンター及び記載台</p>	
<p>改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できること。 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	<p>利用者の用に供するカウンター(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。)及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	<p>一 出入口の幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。 二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。 五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。 六 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるように十分な床面積が確保されていること。</p>

	以下同 じ。)	(わ 券売機)	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 一 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮したものとするこ と。 二 点字による表示を行うこと。	(か 案内標示)	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとするこ と。 二 点字による表示を行うこと。 三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	(よ 駐車場)	一 利用者の用に供する駐車場(駐車場法施行令(昭和三十三年政令第三百四十号)第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。) 二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。 ハ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。
--	------------	----------------	--	-----------------	--	----------------	--

	以下同 じ。)	(わ 券売機)	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 一 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮したものとするこ と。 二 点字による表示を行うこと。	(か 案内標示)	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとするこ と。 二 点字による表示を行うこと。 三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	(よ 駐車場)	一 利用者の用に供する駐車場(駐車場法施行令(昭和三十三年政令第三百四十号)第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。) 二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。 ハ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。
--	------------	----------------	--	-----------------	--	----------------	--

	<p>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p> <p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスタ―及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 直接地上へ通じる(イ)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第二項第二号に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(一) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(二) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)</p>
--	---

	<p>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p> <p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスタ―及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 直接地上へ通じる(イ)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(一) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(二) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)</p>
--	--

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

新旧対照表

イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

新

旧

別表第六（第四条）

別表第六（第四条）

一 建築物

一 建築物

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、**同条第二十七項**に規定する地域活動支援センター又は**同条第二十八項**に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法（昭和四十年法律百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、**同条第二十五項**に規定する地域活動支援センター又は**同条第二十六項**に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法（昭和四十年法律百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

一、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設その他これらに類するもの

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校

ニ 集会場、公会堂又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設

ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による農業協同組合、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号に掲げる信用協同組合、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）による信用金庫、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による労働金庫、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）による日本銀行、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による農林中央金庫、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）による株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による株式会社商工組合中央金庫の店舗

ト ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第九条第一

一、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設その他これらに類するもの

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校

ニ 集会場、公会堂又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設

ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による農業協同組合、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号に掲げる信用協同組合、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）による信用金庫、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による労働金庫、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）による日本銀行、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による農林中央金庫、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）による株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による株式会社商工組合中央金庫の店舗

ト ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第九条第一

号に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供するものに限る。)を営む店舗

チ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は飲食店のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

リ 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第一条の二第三項に規定する理容所、質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第一条第二項に規定する質屋、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第二条第四項に規定するクリーニング所、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅行業、美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第二条第三項に規定する美容所、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ヌ 国、地方公共団体及び第十条に規定する公共的団体の事務又は事業の用に供するもの(イからリまで及びルからラまでに該当するものを除く。)

ル 事務所(へからヌまでに該当するものを除く。)のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ヲ 一般公共の用に供される自動車車庫(機械式駐車場を除く。)のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ワ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場又は公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。)

カ 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

コ 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

タ 展示場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

レ 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第二項に規定する**旅館・ホテル営業又は同条第三項**に規定する簡易宿所営業の用に供する施設のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

ソ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
ツ 工場のうち、床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

号に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供するものに限る。)を営む店舗

チ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は飲食店のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

リ 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第一条の二第三項に規定する理容所、質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第一条第二項に規定する質屋、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第二条第四項に規定するクリーニング所、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅行業、美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第二条第三項に規定する美容所、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ヌ 国、地方公共団体及び第十条に規定する公共的団体の事務又は事業の用に供するもの(イからリまで及びルからラまでに該当するものを除く。)

ル 事務所(へからヌまでに該当するものを除く。)のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ヲ 一般公共の用に供される自動車車庫(機械式駐車場を除く。)のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ワ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場又は公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。)

カ 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

コ 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

タ 展示場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

レ 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第二項に規定する**ホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項**に規定する簡易宿所営業の用に供する施設のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

ソ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
ツ 工場のうち、床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

<p>ネ 一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅</p> <p>ナ 一棟当たりの室数が五十一室以上の寄宿舎</p> <p>ラ イからナまでに掲げるものの二以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p> <p>二 公共交通機関の施設</p> <p>イ 軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場</p> <p>ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設</p> <p>ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港</p> <p>ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル</p> <p>ホ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場</p> <p>三 公園等 動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの</p>	<p>ネ 一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅</p> <p>ナ 一棟当たりの室数が五十一室以上の寄宿舎</p> <p>ラ イからナまでに掲げるものの二以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p> <p>二 公共交通機関の施設</p> <p>イ 軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場</p> <p>ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設</p> <p>ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港</p> <p>ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル</p> <p>ホ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場</p> <p>三 公園等 動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの</p>
---	---